別記様式第二(第三条関係)

福祉用具研究開発認定書

番　　号

福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行令第2項の規定に基づき、下記1の福祉用具の研究開発は、下記2の国有の試験研究施設を使用して行うことが福祉用具の研究開発の促進のために特に必要であると認定する。

令和　　年　　月　　日

厚生労働大臣　　(印)

記

1　福祉用具の研究開発の概要並びに当該研究開発を行う者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

2　1の研究開発を行うに当たって使用する必要があると認められる国有の試験研究施設

備考　用紙の大きさは、A4とすること。